

ふくい 社会福祉

2017
1
No.422

平成29年新年のご挨拶



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
社会福祉法人 福井県共同募金会

会長 清川 忠

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、本会会務の運営に深いご理解のもと、多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、核家族化や少子高齢化の進行、地域の相互扶助機能の弱体化などに伴い、社会的孤立やひきこもり、虐待、DVなど、様々な福祉課題が顕在化しています。

こうした課題の解決には、近隣住民の支え合い「地域の福祉力」を高めることが重要であり、併せて、私たち福祉関係者が地域住民や関係機関・団体等と連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら、共に支え合う地域づくりを進めていかなければなりません。

現在の社会・経済情勢や、福祉関係を取り巻く環境は決して楽観できる状況とは言えませんが、誰もが身近な地域で安心して暮らせる福祉社会の実現に向け、本年も役職員一同努めて参る所存ですので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

特集
2~3p

民生委員・児童委員が新しく委嘱されました！

4p 「つなぐボランティアの輪」推進運動

5p 明日の福祉を切り拓く～社会福祉法人の挑戦～
こちら経営相談室です！

6p 社協 TOPICS
子どもの未来支援事業 助成先が決定しました
第5回ふくいチャリティーアート展

7p 寄付寄贈
高齢者に関わる相談窓口のご案内

8p サキドリ情報

民生委員・児童委員が

新しく委嘱されました！

民生委員・児童委員とは

民生委員制度は、大正6（1917）年5月12日、岡山県で済世顧問設置規程が公布され、民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度」が生まれてから、今年で創設100周年を迎える歴史のある制度です。

民生委員・児童委員は、民生委員法で定められ、厚生労働大臣から委嘱された「非常勤の特別職の地方公務員」です。

また、民生委員は、児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。民生委員の中には、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員は、無報酬のボランティアとして活動し、任期は3年（再任可）で、3年ごとに全国一斉に改選が行われます。

昨年の12月1日は、その改選期にあたり、福井県では1,840人（うち主任児童委員は134人）が、全国では約23万人が委嘱されました。

なお、民生委員・児童委員の定数

は、市町村ごとに世帯数に応じて決められ、それぞれの委員が一定の区域を担当しています。

民生委員・児童委員の役割と職務

民生委員法第1条で、民生委員・児童委員は「常に住民の立場に立つて相談に応じ、必要な援助を行う」と定められています。担当の区域の地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」としての役割があります。具体的には地域住民が抱える悩みごとや心配ごと等の相談に応じ、必要に応じて専門機関や福祉サービス等の情報提供をしたり、関係機関につなぐなどして住民自らが課題を解決するための支援を行います。

また、職務については、民生委員法第14条で、住民の生活状況の把握、援助を必要とする人の相談・助言・援助と福祉サービスの情報提供等の援助、関係機関行政機関の業務への協力、社会福祉事業や活動への支援・住民の福祉増進のための活動が挙げ

られています。

なお、児童委員の職務としては、児童福祉法第17条で、特に児童の健全育成に関する機運醸成に努めることなどが挙げられています。

主任児童委員の役割と職務

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかな子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために平



成6（1994）年に制度化された子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。担当区域は持たず、区域の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や健全育成活動等、地域全体の活動に取り組んでいます。

制度創設100周年事業の実施

福井県民生委員児童委員協議会では、今年に制度創設100周年を迎えることから、長い歴史と伝統をもつ制度が果たしてきた足跡をたどるとともに、これからの役割や活動を再確認することを目的に、記念大会の開催や記念誌の発行、記念碑の建立等が予定されています。

これからも地域とともに

これは、

民生委員制度創設100周年シンボルマークです。これ



愛情と奉仕をあらわす民生委員マーク

とともに、という言葉には、これまで地域とともに100年間歩んできた実績を背景に、これからもずっと地域の方々と共に歩み続けるという民生委員・児童委員の想いが込められています。

この想いが少しずつでも実現できるよう、全国の23万人の民生委員・児童委員は、日々、地域の福祉活動に一生懸命取り組んでいます。（文責・福井県民生委員児童委員協議会事務局）

会長就任のご挨拶

福井県民生委員児童委員協議会
福井市民生児童委員協議会連合会

会長 大島 友治



この度の一
斉改選におい
て、福井県民
児協会長に就
任しました大
島友治です。

就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

さて、民生委員制度は、今年で創設100周年を迎えます。この歴史を振り返りますと、民生委員・児童委員が、戦前、戦後の厳しい社会情勢の中で常にあったかい支援活動に取り組み、地域住民からも大きな信頼を得てきてことを考えると、改めてその役割の大きさを知ることができそうです。

また、全国の23万人の民生委員・児童委員が座右の銘として心に留めている「民生委員児童委員信条」（昭和26年制定）というものがあります。この信条には、隣人愛をもって地域住民の実情を把握し、相談に応じて援助を必要とする人の自立と援助を行い、健全な地域社会づくりに努めることが盛り込まれています。さらに、その活動をすすめるにあたっては、公正さを大切にし、人格と識見

の向上に努めるという民生委員・児童委員としての真髓が凝縮されています。21年前、私が初めて委嘱され、

この信条を唱和したとき、その内容のすばらしさに感動を覚えたことを今でも忘れられません。
これからは、県下の民生委員・児童委員とともに、今後もこの信条を抛りどころに一生懸命活動に取り組んでまいりますので、関係者の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

まち・ひと・キラリ☆

キラリワード

民生委員として活動を円滑に、そして長く続けて取り組めるように



鯖江市
北部民生委員児童委員協議会
副会長

細川 武幸さん（72歳）

民生委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりたり、地域の福祉の増進のために活動しています。活動の際は力まずに、地域の方と一緒に楽しむことを心がけ、民生委員として、

地域のみんなとわいわい仲よく暮らせるよう関わっています。

●「我が町の民生委員さん、世話役さん」に

民生委員の仕事は、高齢者と関わるのが非常に多いです。気掛かりな高齢者の方と関わるためには、ま

ず地区の高齢者の方々と顔なじみになり仲良くすることだと考

え、町内の老人会やふれあいサ

ロンの世話役を積極的に引き受

け「我が町の民



生委員さん、世話役さん」と親しまれるよう取り組んでいます。気がかりな高齢者の方は、そうした集まりには出て来られない場合が多いですが、そんな時はその方の近所の参加者から安否などの情報を得ることができるので、重要な機会となります。

●「児童委員として「地域のおんちゃん」に

子どもとの関わりでは、まず子どもと顔なじみになることが大切と考え、毎朝の小・中学生の集団登校時の見守り、横断歩道での声掛けや町内の「子ども見守り隊」（登下校ボランティア）に参加しています。このため、町内の子どもたちからは「おんちゃん」と親しまれています。毎日の子どもたちの様子からその子の家の情報や雰囲気などいろいろなことが分かってきます。

●「町内会との連携

福祉委員さんとともに地域の福祉活動の推進役になれるよう、区長（町内会長）や役員さんとも親交を深めて連携するようにしています。

●「その他自分の趣味を活かした活動

民生委員の活動以外に仲間とハーモニカバンドを組んで月二・三回、ボランティアで介護施設や病院、町内サロン、また幼稚園や保育園などに出席して演奏を披露したり、一緒に歌って楽しんでもらっています。この点で民生委員の活動もボランティア活動のひとつだと考えて活動しています。

「つながれボランティアの輪」推進運動

「つながれ80万人!!!」～県民をつなぐ「おかげさま」と「お互いさま」の輪～



福井県ボランティアセンターでは、ボランティア活動を通じて、色々な人がつながり合い支えあうことで、社会の豊かさを実感できるよう、県民総参加型の『つながれボランティアの輪』推進運動を毎年展開しています。今年も下記のプログラムを実施し、多くの方に参加いただきました。

福井県ボランティア作文コンクール 20 周年記念事業

今年で福井県ボランティア作文コンクールが 20 年目を迎えることを記念し、11 月 20 日に福井県立歴史博物館にて記念のトークセッションを行いました。

セッションでは、過去の入賞者が当時を振り返り、ボランティア活動についての想いやエピソード、さらにこれからについて意見交換を行いました。登壇されたみなさんがそれぞれ当時のボランティア活動への想いや活動していて受けた影響について語り、20 年分の想いと時間の流れを感じた記念企画となりました。



エコキャップアート展示会

捨てればゴミになってしまうペットボトルのキャップを使って作るモザイクアート。

今年は「僕のいちばん・私のいちばん」というテーマで、1 畳部門 14 作品、2 畳部門 7 作品の合計 24 作品の応募があり、11 月 5 日・6 日にショッピングセンターエルパ「エルパホール」にて展示会が行われました。

参加グループが想う、“いちばん好きなもの” “いちばん大切なもの” の想いが込められた作品ばかりで、来場者も関心を持って鑑賞していただきました。



サマーボランティア体験 2016



7 月 21 日～9 月 30 日の夏休みの期間を対象に、今年は 181 の活動プログラムに、延べ 520 名の方が参加されました。

参加者からは、「将来の夢である仕事を間近で体験できて、気持ちが強くなった。」「コミュニケーションの大切さを実感することができた。」という感想を、また受け入れ施設の担当者からは、「利用者にとっても外部や地域の人と触れ合える体験となった。」という感想をいただき、双方にとってよい気づきの機会になっていました。

明日の福祉を切り拓く 社会福祉法人の挑戦

東海北陸6県社会福祉法人経営者セミナー「福井大会」

12月15日～16日
ザ・グランニューアースフクイ

4月1日に全面施行を控えた改正社会福祉法は、社会福祉法人が社会からの信頼と支持を得るにふさわしい要件、経営のあり方を再定義するものであり、社会福祉法人経営者がそれぞれ地域の福祉拠点としてその責務を果たしていくことが強く求められています。

このような折、東海北陸6県の社会福祉法人経営者約200名が一堂に会し、今求められる法人経営に関する諸課題について研究協議し、今後の実践に資することを目的に「東海北陸6県社会福祉法人経営者セミナー『福井大会』」を開催しました。

全国社会福祉法人経営者協議会会長 磯 彰格氏の基調講演の後、3つの分科会に分かれ、社会福祉法人共通の課題といえる(1)人材確保・定着、(2)中長期計画、(3)地域公益の取組をテーマに取り上げ、熱心に研究協議しました。

特別講演として慶應義塾大学名誉教授 田中 滋氏から「社会福祉

法人制度改革の背景と意義―社会福祉法人に対する期待を込めて―」と題して、一般の社会福祉法人制度改革の意義や、社会福祉法人が今、問われているもの、求められている役割等についての講演がありました。それぞれの社会福祉法人では、すでに制度改革の諸事項に対応しているところですが、改革の源流となり、課題や今後の方向性を明らかにした「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」座長である同氏の話を真剣に聴講し、改めてこの改革の意図を考え、認識を深めました。



田中滋氏による特別講演

シリーズ

こちら経営相談室です！

社会福祉施設経営相談員が、事業運営や経理業務のポイントを解説します。

社会福祉法人会計基準の特徴

社会福祉法人会計基準は、企業会計と異なり、「①支払資金勘定による資金収支計算管理が行われている」「②児童、障害、高齢それぞれの事業運営に係る**運営費運用通知**に基づく行政指導がある」という特徴があります。また、社会福祉法人は、公的資金を基に事業運営が行われているため資金運用についても行政指導を受けます。通知内容に示される条件を満たすことにより固定化された資金用途について、弾力化が認められ資金の流動化を図ることができます。

《障発第1018003号》

障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて

この通知の対象施設：指定障害者支援施設等。

資金運用について

資金使途は、次に掲げる経費を除き原則として制限はありません。

1. 収益事業に要する経費
2. 法人外への資金流出（貸付を含む）に属する経費
3. 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

運用上の留意点

資金運用の パターンと 条件	資金の繰入（損益取引）ができる条件		資金繰替使用（貸借取引）ができる条件
	「事業活動資金収支差額」に資金残高が生じ、かつ「当期資金収支差額合計」に資金不足が生じない範囲内	「当期末支払資金残高」に資金不足が生じない範囲内	法人内での資金の繰替使用は可能であるが、年度内に限られる（年度末精算が条件）

社会福祉施設経営相談室 TEL：0776-24-2347 お気軽にご相談ください。

子どもの未来支援事業 助成先が決定しました

本会では、地域における子どもの健やかな育ちや自立を支援するため、平成28年度から「子どもの未来支援事業」を実施しています。

この事業は、本県にゆかりのある名士・作家の先生から寄贈いただいた作品を展示・頒布する「ふくいチャリティーアート展」の収益を活用して、児童養護施設を巣立つ子どもたちの自立・修学支援を行う「養護児童の自立支援助成」と、本会が設置している松原ふれあい基金を活用して、子どもの居場所づくりや食の支援に地域ぐるみで取り組む「子ども食堂への助成」で構成されています。

今年度の助成が決定し、去る12月2日に助成金交付式を行いました。

養護児童の自立支援助成

助成内容 就職に必要な運転免許取得費用 8名分

交付先 福井市ふれ愛園
吉江学園
偕生慈童苑
白梅学園
児童養護施設 一陽



子ども食堂への助成

助成内容 「子ども食堂」の開設費用や取組みを拡充するための費用

交付先 越前市おうしお「みんなの食堂」（越前市）
ひまわりこども食堂（福井市）
寺子屋食堂さばえ（鯖江市）



第5回ふくいチャリティーアート展

11月18日（金）～21日（月）に福井カルチャーセンターホールにて開催しました「第5回ふくいチャリティーアート展」にご来場いただき誠にありがとうございました。

作品頒布による収益金は、本会が実施しています「子どもの未来支援事業」の財源として活用させていただきます。

本アート展の開催にあたり、作品をご協賛いただきました県内外の先生方に心より感謝申し上げます。



高齢者に関わる相談窓口のご案内

※秘密は、固く守られます。お気軽にご相談ください。

相談無料!!

● 高齢者専門相談窓口

法律や年金、税金、認知症・介護について、高齢者の方の悩みごとの相談に応じます。

専門相談内容	相談員	実施曜日	時 間
法律	嶺北 嶺南 弁護士	第1・3・4水曜日 第3木曜日	午後1時～午後4時 要予約(1人30分)
認知症・介護	認知症介護経験者	第2火曜日	午後1時～午後4時
税 金	税理士	第2水曜日	午後1時～午後4時
年 金	社会保険労務士	第4水曜日	午後1時～午後4時

● 高齢者権利擁護専門相談窓口

地域における高齢者虐待等の権利擁護について、適切かつ迅速な対応を支援するため、専門相談員が対応します。

専門相談内容	相談員	実施曜日	時 間
権利擁護	社会福祉士 第4火曜のみ弁護士同席	第2・4火曜日	午後1時～午後4時 要予約

窓口連絡先

嶺北: 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター
TEL: 0776-25-0294

嶺南: 〒917-0096 小浜市小浜白鬚112 白鬚再開発ビル3階
TEL: 0770-52-7833

寄付・寄贈

12月7日(水)

寄付者 福井県麺業青年連合会(福井市)
ビデオカメラ

贈呈先 社会福祉法人 悠々福祉会(あわら市)



福井県麺業青年連合会 様



社会福祉事業の発展のために
活用させていただきます。

平成28年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン① 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

補償金額	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)

定 員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
-----------	-----------------	---	---

プラン② 施設利用者の補償

プラン③ 施設職員の補償

プラン④ 社会福祉法人役員の補償



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

◆ [28年度新設] 利用者賠償責任補償(プラン3-①オプション)
社会福祉法人役員の賠償責任補償(プラン4)

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課 保険会社〉
TEL: 03(3593)6824
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

〈SJNK15-17043 2016.02.18 作成〉

サキドリ情報

老人・障害者福祉施設職員 メンタルヘルス研修会

今年は管理職
コースも実施

■リーダー・管理職コース

日 時 平成29年2月9日(木) 13:30~16:30

会 場 福井県社会福祉センター(福井市光陽)

講 師 公益財団法人 松原病院
臨床心理士 五十川早苗氏

対 象 老人・障害者福祉施設のリーダーおよび管理者等

■一般職員コース

日 時 平成29年2月17日(金) 10:00~16:10

会 場 福井県社会福祉センター(福井市光陽)

講 師 福井県総合福祉相談所
障害福祉課 主任 持田 忠司氏
臨床心理士 宮沢 好美氏

対 象 老人・障害者福祉施設に勤務する職員

●定員:各コース50名 ●受講料:各コース1,000円

★詳細は人材研修課ホームページに掲載中★ 問合せ先: 人材研修課 研修グループ 電話: 0776-21-2294

働きながら介護福祉士の資格取得を 目指す人を対象とした貸付のご案内

対象者 次のいずれも満たし、県内に住民登録がある方
①現在、介護福祉士実務者研修を受講している方
②常時雇用している従業員数が100人未満である法人において介護等の業務に従事している方

貸付金額 20万円以内(無利子)
(対象経費:実務者研修の授業料、実習費、教材費等。
参考図書、学用品、国家試験の受験手数料等)

返 還 介護福祉士として県内で2年間従事すると貸付金の返還が全額免除されますが、要件を満たさなかった場合は返還となります。

先着順で受け付けしています。定員に達した場合は、県社協HPでお知らせします。

問合せ先: 地域福祉課 地域福祉グループ
電話: 0776-24-4987

老人・障害者福祉施設看護職員研修会 ～急変時・緊急時の対応と災害看護～

日 時 平成29年2月28日(火) 10:30~16:00

時 間	内 容
10:30~12:30	講義Ⅰ
12:30~13:30	昼食・休憩
13:30~16:00	講義Ⅱ・演習

会 場 福井県社会福祉センター(福井市光陽)

講 師 ■講義Ⅰ 福井大学医学部附属病院
救急看護認定看護師 林 智美氏
■講義Ⅱ 福井大学医学部
災害看護学教授 酒井 明子氏

対 象 県内老人・障害者福祉施設の看護職員

●定員:50名 ●受講料:1,000円

アクティブ・シニア養成講座スタート

受講生募集!!!

傾聴ボランティア養成講座のご案内

元気高齢者のみなさんが、高齢者や障がい者の方々の心に寄り添い、信頼関係を築く上で必要な「傾聴」の技術を習得し、高齢者等の生活支援の担い手として地域で活動していただくことを目的に開講します。

対象者 県内在住のおおむね55歳以上の方で、講座修了後にボランティア活動を希望される方

講 師 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 助教 木村多佳子氏
福井県民生活協同組合小浜きらめき 統括施設長 松見 静男氏
杉田玄白記念公立小浜病院 嶺南エリアマネージャー 精神保健福祉士 大江 良生氏

会 場 小浜市総合福祉センター 2階研修室 (小浜市遠敷)

日 時 第1回目 平成29年1月28日(土) 13:30~15:40
第2回目 平成29年2月4日(土) 13:30~16:00
第3回目 平成29年2月11日(祝) 13:30~16:30
第4回目 平成29年3月18日(土) 13:30~15:30

※第3回目から第4回目までのうちの1日で、2時間程度の傾聴(話し相手)活動を福祉施設で実施します。

問合せ先: 地域福祉課 生きがい長寿グループ 電話: 0776-24-2433